

第1章 神戸市の概要

第1節 地域保健体制

第2節 機 構

第3節 保健所の沿革

第4節 地 勢 ・ 人 口

第1節 地域保健体制

1994年（平成6年）に保健所法が地域保健法へと全面的に改正され、1997年（平成9年）4月1日に全面施行された。地域保健法は「母子保健からその他の地域保健対策に関する法律による対策が総合的に推進されることを確保し、もって地域住民の健康の保持及び増進に寄与すること」を目的とし、住民の多様化、高度化するニーズに対応できるよう市町村、都道府県及び国がそれぞれの役割に応じた責務を果たすべきことを明確にした。また、国全体としての地域保健対策の推進方向が示されることとなった。

保健所は広域的・専門的・技術的機能を強化し、保健センターは住民に対し、「健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする施設」として法律上位置づけられ、保健所及び保健センターの役割が明確にされた。

このような背景の中で、神戸市では平成10年度に、市内9区にある9保健所1支所体制を見直し、各区で実施している保健事業を専門的、技術的、広域的な観点から支援するため、機能を強化した保健所を市内に新たに1カ所設置し、従前の9保健所は区保健部とし、市民に密着した対人・対物保健サービスの拠点として、一層の市民サービスの向上を図ることとした。

その後、2000年（平成12年）4月に結核感染症業務を、さらに2001年（平成13年）4月に保健施策の全ての事務を本庁から保健所へ移管。企画部門と事業実施体制との一元化により機能強化を図り、保健所と区保健部との機能分担により、地域保健の推進を図る体制とした。2003年（平成15年）4月に区保健部が福祉部との統合により保健福祉部となり、保健部の9衛生課が5衛生監視事務所となった。2004年（平成16年）4月に保健事業の企画立案等の機能強化を図り、地域保健を推進するため、保健福祉局健康部と保健所を再編した。また、2012年（平成24年）4月に、こども家庭局を新設し、区保健福祉部におけるこども・家庭支援窓口の一元化と体制の強化のため、こども家庭支援課を新設した。2015年（平成27年）4月には、結核・感染症対策の執行体制を強化するため、保健所に各区保健センターを設置した。

さらに、2017年（平成29年）4月には、保健所・健康部内の組織の再構築を行い、また、2018年（平成30年）4月には北区内に北神保健センターを設置した。2019年（平成31年）4月に医務薬務課を設置し、環境保健研究所（現：健康科学研究所）を保健所所属とした。2020年（令和2年）4月に保健福祉局を再編し、健康局・福祉局を設置。部を廃止し、二層制に組織改正。健康部健康政策課と保健所調整課を健康局政策課、健康企画課に改組。

2021年（令和3年）4月には、健康局の衛生監視事務所を5カ所から2カ所に再編するとともに、衛生監視業務について、ICT等を活用することで業務の効率化を図ることとした。新型コロナウイルス感染症対策としてワクチン接種や検査・相談体制をさらに強化するため、健康局及び各区保健センターを中心に保健師等を大幅に増員するとともに、感染拡大の状況に応じて全庁的な応援体制を強化し、安定的な執行体制を確立（保健事業推進担当課長等含め約40名）した。

2022年度（令和4年度）には、新型コロナウイルス感染症対策の体制強化のため、これまで兼務発令による庁内応援で対応していたポストを専任配置するとともに、引き続き健康局及び各区保健センターを中心に保健師を大幅に増員（約30名・加えて年度途中の採用により約300名の体制を構築）した。

健康局の主な業務

- ・保健事業の企画、調整、評価及び調査研究
- ・保健センター、区役所の支援
- ・保健情報の収集及び分析
- ・保健衛生に関する統計
- ・難病及びアレルギーなどの専門相談
- ・健康診査及びがん検診
- ・食中毒、感染症及び結核対策等の健康危機管理
- ・食育、栄養改善
- ・給食施設の指導
- ・医務及び薬務関係の申請、届出の受付
- ・医療監視

衛生監視事務所の主な業務

- ・環境衛生及び食品衛生の許認可
- ・動物衛生など
- ・大規模食品工場の監視
- ・輸入食品、家庭用品の監視など

保健センターの主な業務

- ・結核、感染症の対策
- ・成人保健事業、老人保健事業
- ・予防接種
- ・健康相談、精神保健

区保健福祉部の主な業務

- ・乳幼児健診、母子健康手帳の交付
- ・医療費公費負担給付

第2節 機構

(1) 事務分掌 (2022年度 (令和4年度))

<p>保健所</p> <p>保健課</p> <p>(1) 医師臨床研修、歯科医師臨床研修及び実習生の受入れに関する事。</p> <p>(2) 難病の患者に対する医療等に関する事(他の所管に属するものを除く。)</p> <p>(3) 公害(アスベストを含む。)による健康被害に関する事。</p> <p>(4) 神戸市立こうべ市歯科センターに関する事。</p> <p>(5) 健康危機管理(感染症に係るものに限る。)に関する事(他の所管に属するものを除く。)</p> <p>(6) 保健センター等の事業に係る支援に関する事(他の所管に属するものを除く。)</p> <p>(7) 歯科口腔保健に関する事。</p> <p>(8) 精神保健、精神障害者の福祉及び自殺対策に関する事(他の所管に属するものを除く。)</p> <p>(9) 結核及び感染症に関する事。</p> <p>(10) 予防接種及び健康被害に関する事。</p> <p>口腔保健支援センター</p> <p>(1) 歯科口腔保健に関する事。</p> <p>医務薬務課</p> <p>(1) 医務に関する事。</p> <p>(2) 介護老人保健施設及び介護医療院の実地指導に関する事。</p> <p>(3) 薬務に関する事。</p> <p>(4) 献血に関する事。</p> <p>(5) 保健センターの事業に係る支援に関する事(医務及び薬務に限る。)</p> <p>(6) 食品表示に関する事(他の所管に属するものを除く。)</p> <p>(7) 栄養の改善に関する事(他の所管に属するものを除く。)</p> <p>食品衛生課</p> <p>(1) 食品衛生に関する事(他の所管に属するものを除く。)</p> <p>(2) 家庭用品の安全対策に関する事(他の所管に属するものを除く。)</p> <p>環境衛生課</p> <p>(1) 環境衛生に関する事(他の所管に属するものを除く。)</p> <p>(2) 動物衛生に関する事(他の所管に属するものを除く。)</p> <p>家庭支援課<母子保健係></p> <p>(1) 区役所との事業に係る調整及び支援に関する事務(母子保健事業に限る。)</p> <p>東部衛生監視事務所</p> <p>(1) 食品衛生に関する事(他の所管に属するものを除く。)</p> <p>(2) 家庭用品の安全対策に関する事(他の所管に属するものを除く。)</p> <p>(3) 環境衛生に関する事(他の所管に属するものを除く。)</p> <p>(4) 動物衛生に関する事(他の所管に属するものを除く。)</p> <p>西部衛生監視事務所</p> <p>(1) 食品衛生に関する事(他の所管に属するものを除く。)</p> <p>(2) 家庭用品の安全対策に関する事(他の所管に属するものを除く。)</p> <p>(3) 環境衛生に関する事(他の所管に属するものを除く。)</p> <p>(4) 動物衛生に関する事(他の所管に属するものを除く。)</p> <p>健康科学研究所</p> <p>(1) 衛生に関する調査、研究及び指導に関する事。</p> <p>(2) 衛生に関する試験及び検査に関する事。</p> <p>食品衛生検査所</p> <p>(1) 経済観光局中央卸売市場運営本部本場及び東部市場の食品衛生に係る監視及び指導に関する事(他の所管に属するものを除く。)</p> <p>(2) 食品の試験及び検査に関する事。</p> <p>食肉衛生検査所</p> <p>(1) 食肉の試験及び検査に関する事。</p> <p>(2) と畜場、と畜場に併設される食肉取扱施設及び食肉取扱業者の衛生監視及び指導に関する事(他の所管に属するものを除く。)</p> <p>精神保健福祉センター</p> <p>(1) 精神保健、精神障害者の福祉及び自殺対策に関する事(他の所管に属するものを除く。)</p> <p>(2) 神戸いのち大切プランに関する事。</p> <p>(3) 神戸市自殺対策推進センターに関する事。</p> <p>(4) 保健センター、区役所及び須磨区役所北須磨支所の事業に係る支援に関する事(精神保健福祉事業に限る。)</p> <p>保健センター(東灘、灘、中央、兵庫、北、北神、長田、須磨、垂水、西)</p> <p>(1) 医務及び薬務に関する事。</p> <p>(2) 人口動態統計並びに保健衛生上の諸統計及び調査に関する事(他の所管に属するものを除く。)</p> <p>(3) 健康危機管理(感染症に係るものに限る。)に関する事(他の所管に属するものを除く。)</p> <p>(4) 結核検診事業の企画、調整及び実施に関する事。</p> <p>(5) 結核、感染症、慢性病等の対策に関する事。</p> <p>(6) 予防接種事業の企画、調整及び実施に関する事。</p> <p>(7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する事。</p> <p>(8) 公害(アスベストを含む。)に関する事。</p> <p>(9) 特定疾病(難病に係るものに限る。)に関する事(医療給付事務を除く。)</p> <p>(10) 歯科保健に係る相談及び指導に関する事。</p>	<p>保健福祉部 (東灘、灘、中央、兵庫、北、北神、長田、須磨、垂水、西)</p> <p>保健福祉課</p> <p>(1) 子育て支援の推進に関する事(他の所管に属するものを除く。)</p> <p>(2) 保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関する事(他の所管に属するものを除く。)</p>
--	---

区役所

総務部 (略)

保健福祉部

保健福祉課 (東灘区役所、灘区役所、中央区役所、兵庫区役所、北区役所、長田区役所、須磨区役所、垂水区役所及び西区役所)

- (1) 民生委員に関する事。
- (2) 社会福祉の統計に関する事。
- (3) 戦没者遺族、戦傷病者、引揚者等の援護に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- (4) 保健事業に係る広報及び啓発に関する事。
- (5) 精神保健及び障害者及び障害児の福祉に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- (6) 高齢者の福祉及び介護保険に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- (7) 医療給付事務に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- (8) 成人及び高齢者の保健事業の実施に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、社会福祉及び保健衛生に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- (10) 児童の保護及び育成に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- (11) 一人親家庭及び寡婦の福祉並びに婦人の更生及び保護に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- (12) 子育て支援の推進に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- (13) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- (14) 第10号から前号までに掲げるもののほか、指導業務及び相談業務に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- (15) 母子保健事業の企画、調整及び実施に関する事。

北神区役所保健福祉課

- (1) 民生委員の推薦に関する事。
- (2) 戦没者遺族、戦傷病者、引揚者等の援護に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- (3) 保健事業に係る広報及び啓発に関する事。
- (4) 精神保健及び障害者及び障害児の福祉に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- (5) 高齢者の福祉及び介護保険に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- (6) 医療給付事務に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- (7) 成人及び高齢者の保健事業の実施に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- (8) 生活保護に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- (9) 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。
- (10) 被保護者等緊急援護資金貸付金に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- (11) 生活困窮者の自立支援に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- (12) 前各号に掲げるもののほか、社会福祉及び保健衛生に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- (13) 児童の保護及び育成に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- (14) 一人親家庭及び寡婦の福祉並びに婦人の更生及び保護に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- (15) 子育て支援の推進に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- (16) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- (17) 第10号から第13号までに掲げるもののほか、指導業務及び相談業務に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- (18) 母子保健事業の企画、調整及び実施に関する事。

生活支援課 (略)

(2) 人員配置

保健所・各区保健福祉部職種別職員数

2022年(令和4年)5月1日現在 ()内は2021年(令和3年)5月1日現在

職 種 名	総 数	保 健 所	区 計	区 別												
				東 灘	灘	中 央	兵 庫	北	北 神	長 田	須 磨	支 所	垂 水	西		
医 師	10 (7)	9 (6)	1 (1)	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
歯 科 医 師	1 (1)	1 (1)	- (-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保 健 師	232 (201)	24 (20)	208 (181)	26	19	23	18	16	17	16	15	12	24	22		
看 護 師	1 (1)	1 (1)	- (-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
診療放射線技師	1 (1)	1 (1)	- (-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
臨床検査技師	- (-)	- (-)	- (-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健康科学研究職	9 (8)	9 (8)	- (-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
管理栄養士	4 (4)	4 (4)	- (-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
歯科衛生士	4 (4)	4 (4)	- (-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総合科学職 (旧監視員)	130 (128)	130 (128)	- (-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
理学療法士	- (-)	- (-)	- (-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
精神保健福祉相談員	30 (29)	9 (8)	21 (21)	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
薬剤師	2 (2)	2 (2)	- (-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事務職員	393 (235)	83 (32)	310 (203)	29	28	32	27	26	20	34	23	23	33	35		
防疫手	7 (7)	7 (7)	- (-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車運転手	5 (5)	3 (3)	2 (2)	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
予防衛生業務員	4 (4)	4 (4)	- (-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
病院業務員	1 (3)	1 (3)	- (-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	834 (640)	292 (232)	542 (408)	56	49	57	48	45	39	52	40	37	59	60		

第3節 保健所の沿革

- 1941(S16). 4. 22 神戸市厚生部（後の衛生局）を兵庫区松本通1丁目の湊川公園勸業館に設置後に中央区加納町6丁目に移転
- 1941(S16). 10. 15 神戸市初の保健所として、神戸市大石保健所を灘区大石東町2丁目に開設
- 1942(S17). 6. 1 厚生部を厚生局に改称
- 1943(S18). 4. 1 神戸市東山保健所を兵庫区松本通1丁目に開設
- 1944(S19). 3. 1 神戸市神楽保健所を長田区神楽町4丁目に開設
- 1944(S19). 10. 1 神戸市大橋保健所を長田区大橋町9丁目に開設
- 1945(S20). 5. 1 神戸市区設置規定改正。灘区、葺合区、生田区、兵庫区、長田区、須磨区を置く
- 1946(S21). 11. 1 垂水区発足
- 1947(S22). 8. 12 機構改正に伴い神戸市衛生局発足
- 1947(S22). 9. 5 保健所法改正
- 1948(S23). 8. 1 大石保健所を大石標準保健所に改称
東山保健所生田分室開設
- 1948(S23). 9. 1 大石標準保健所葺合分室開設
- 1948(S23). 10. 1 大橋保健所垂水分室開設
- 1949(S24). 12. 10 生田分室廃止、生田保健所を生田区中山手通7丁目に開設後に中山手通6丁目に移転
- 1950(S25). 3. 10 垂水分室廃止、垂水保健所を垂水区西垂水町に開設後に日向1丁目に移転
- 1950(S25). 4. 1 東灘区発足
- 1950(S25). 12. 5 大石標準保健所を灘標準保健所に改称
東山保健所を兵庫保健所に改称。後に荒田町1丁目に移転
大橋保健所を須磨保健所に改称。後に須磨区中島町1丁目に移転
神楽保健所を長田保健所に改称。後に北町3丁目に移転
- 1951(S26). 4. 10 葺合分室廃止、葺合保健所を葺合区神若通3丁目に開設。後に旗塚通4丁目に移転
- 1952(S27). 4. 17 東灘区保健所を東灘区御影町に開設。後に住吉東町に移転
- 1955(S30). 6. 1 灘標準保健所を灘保健所に改称。後に岸地通1丁目に移転
- 1965(S40). 3. 31 垂水保健所西神支所開設
- 1973(S48). 8. 1 兵庫区分区により北区発足。北保健センターを開設
- 1976(S51). 4. 1 北保健センター廃止。北保健所を北区鈴蘭台西町1丁目に開設
- 1977(S52). 6. 6 須磨区北須磨支所開設
- 1980(S55). 12. 1 生田区、葺合区合区により中央区発足。生田保健所及び葺合保健所廃止
中央保健所を中央区雲井通に開設
- 1982(S57). 8. 1 垂水区分区により西区発足。西神支所廃止
西保健所を西区玉津町に開設
- 1994(H 6). 7. 1 保健所法全面改正に伴い地域保健法公布一部施行
- 1996(H 8). 4. 1 機構改革により各保健所が各区保健部となる
また、衛生局と民生局が統合し保健福祉局となる
- 1997(H 9). 4. 1 地域保健法の全面施行
- 1998(H10). 4. 1 9保健所を廃止し神戸市保健所を中央区雲井通5丁目に開設。1保健所9保健部（保健センター）体制となる
- 2003(H15). 4. 1 9区の保健部と福祉部が統合し保健福祉部となり、保健部の9衛生課が5衛生監視事務所となる
- 2004(H16). 4. 1 神戸市保健所が保健福祉局健康部に統合
- 2004(H16). 5. 6 灘区保健福祉部（灘保健センター）が灘区桜口町4丁目に移転
- 2009(H21). 4. 26 保健所予防衛生課が1号館6階に移転
- 2010(H22). 4. 1 神戸市保健所が中央区雲井通5丁目から中央区加納町6丁目に移転

- 2012(H24). 4. 1 こども家庭局が新設、各区保健福祉部にこども家庭支援課が新設
- 2012(H24). 5. 7 須磨区保健福祉部（須磨保健センター）が須磨区大黒町4丁目に移転
- 2015(H27). 4. 1 保健所に各区保健センターを設置
- 2017(H29). 4. 1 保健所・健康部内の組織を再構築し、保健所に保健課、調整課を新設
- 2018(H30). 4. 1 北区内に北神保健センターを設置
- 2018(H30). 9. 25 北区保健福祉部（北保健センター）が北区鈴蘭台北町1丁目に移転
- 2019(H31). 4. 1 医務薬務課を新設
- 2019(H31). 4. 1 環境保健研究所が保健所所管となる
- 2019(R元). 8. 13 兵庫区保健福祉部（兵庫保健センター）が兵庫区荒田町1丁目に移転
- 2020(R2). 4. 1 保健福祉局を再編し、健康局と福祉局を設置
三層制（局 - 部 - 課）を二層制（局 - 課）に変更。健康部は廃止
健康部健康政策課と保健所調整課を健康局政策課、健康局健康企画課に改組
- 2021(R3). 4. 1 保健課と予防衛生課を合併、衛生監視事務所を5か所から2か所に再編
- 2022(R4). 2. 14 西区保健福祉課（西区保健センター）が西区糀台に移転
- 2022(R4). 7. 19 各区保健福祉部の健康福祉課とこども家庭支援課を統合し、保健福祉課を設置
- 2022(R4). 7. 19 中央区保健福祉課（中央保健センター）が中央区東町に移転

第4節 地勢・人口

(1) 位置及び地勢

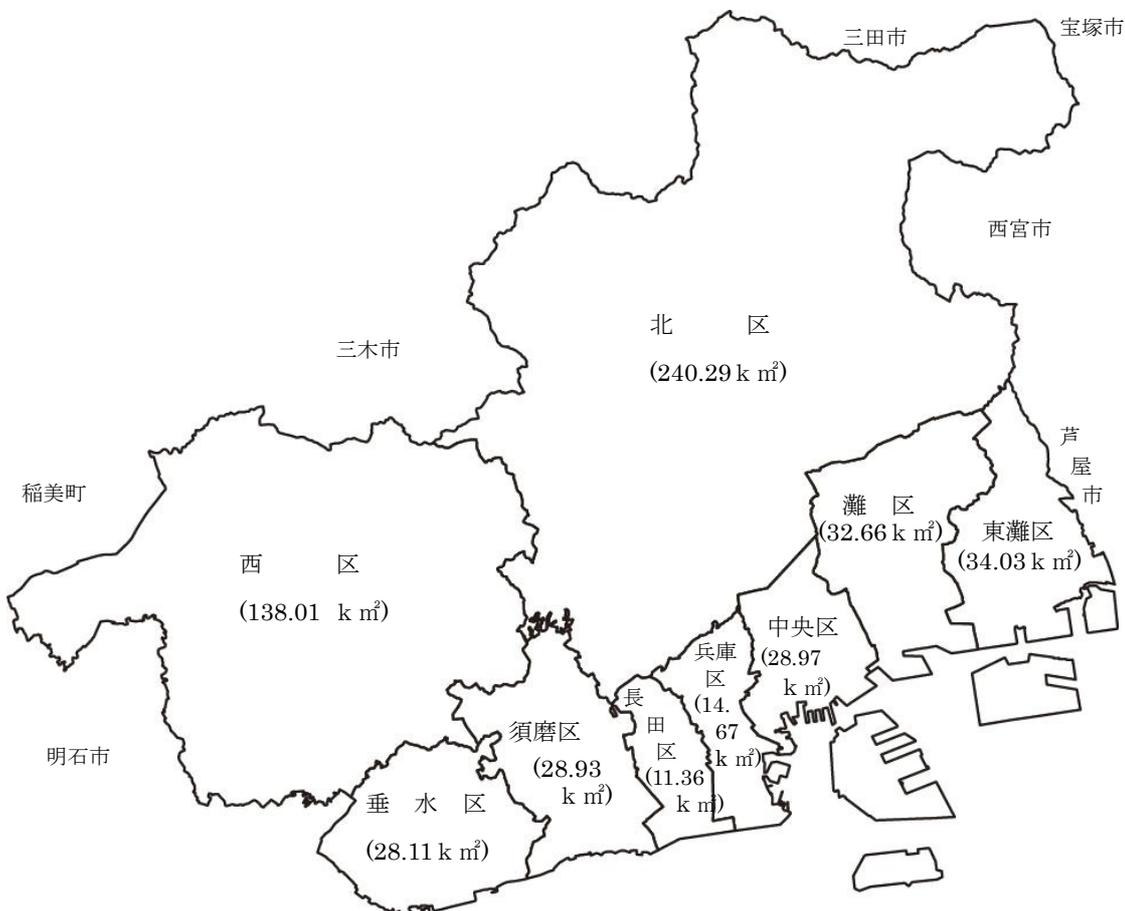
本市は、兵庫県の南東部にあり、東経134° 54' 36" から135° 18' 16"、北緯34° 37' 27" から34° 53' 27" に位置し、東は芦屋市、北は西宮市・宝塚市・三田市・三木市、西は稲美町・明石市に接している。

また、南は瀬戸内海・大阪湾に面し、緑豊かな六甲山、再度山を有した、東西約36.1km、南北約29.6kmの自然環境に恵まれた都市である。

市街地は、神戸市のシンボルの一つである標高931.3mの六甲山を背に、住吉川・生田川・新湊川・福田川に形成された東西に長く、坂道の多いまちである。西北神は、穏やかな田園風景の農業地域と近代的な住宅団地や工業団地が共存するまちである。

(2) 面積

1889年（明治22年）の市制施行時は、21.28㎢であったが、周辺市町村の編入により、8区制（東灘・灘・葺合・生田・兵庫・長田・須磨・垂水）になった1950年（昭和25年）には、404.66㎢になった。その後の海面埋め立てにより2022年（令和4年）10月1日現在では557.03㎢の面積を有し、9区制（東灘・灘・中央・兵庫・北（及び北神）・長田・須磨・垂水・西）になっている。



※各区面積は小数第三位を四捨五入しており合計値が全市面積と異なる場合がある。（神戸市「神戸市統計書」）

(3) 人口

①人口の推移

年次		面積 km ²	世帯数	人口			人口密度 (1 km ² 当たり)
				総数	男	女	
24年	(10/1 推計)	552.83	686,366	1,542,128	728,233	813,895	2,790
25年	(10/1 推計)	552.83	690,863	1,539,751	726,600	813,151	2,785
26年	(10/1 推計)	553.12	695,269	1,537,864	725,355	812,509	2,780
27年	(10/1 国勢調査)	557.02	705,061	1,537,860	726,877	810,983	2,761
28年	(10/1 推計)	557.02	710,733	1,535,765	725,789	809,976	2,757
29年	(10/1 推計)	557.02	714,544	1,532,153	723,811	808,342	2,751
30年	(10/1 推計)	557.02	718,247	1,527,407	721,198	806,209	2,742
令和元年	(10/1 推計)	557.01	722,189	1,522,944	718,480	804,464	2,734
令和2年	(10/1 推計)	557.02	734,314	1,527,022	717,052	809,970	2,741
令和3年	(9/1推計)	557.03	743,205	1,511,144	709,288	801,856	2,713
令和4年	(10/1推計)	557.03	743,089	1,510,171	708,811	801,360	2,711

(神戸市「毎月推計人口」)

②区別人口（2022年（令和4年）10月1日現在）

区 別	面積 km ²	世帯数	人 口			人口密度 (1km ² 当たり)	
			総 数	男	女		
総 数	557.03	743,089	1,510,171	708,811	801,360	2,711	
東 灘	34.03	103,232	211,923	98,515	113,408	6,228	
灘	32.66	70,844	136,476	63,423	73,053	4,179	
中 央	28.97	92,491	148,010	68,628	79,382	5,109	
兵 庫	14.67	63,401	109,895	53,295	56,600	7,491	
北		240.29	89,655	208,030	98,134	109,896	866
	本 区	95.24	55,167	124,975	58,270	66,705	1,312
	北 神	145.05	34,488	83,055	39,864	43,191	573
長 田	11.36	50,369	93,842	44,276	49,566	8,261	
須 磨		28.93	74,567	156,592	71,939	84,653	5,413
	本 区	12.10	35,379	71,665	32,751	38,914	5,923
	北須磨	16.83	39,188	84,927	39,188	45,739	5,046
垂 水	28.11	97,381	210,717	97,835	112,882	7,496	
西		138.01	101,149	234,686	112,766	121,920	1,700
	本 区	…	81,547	192,504	92,020	100,484	…
	玉津	…	19,487	42,209	20,767	21,442	…

(神戸市「毎月推計人口」)

③人口動態統計（数）

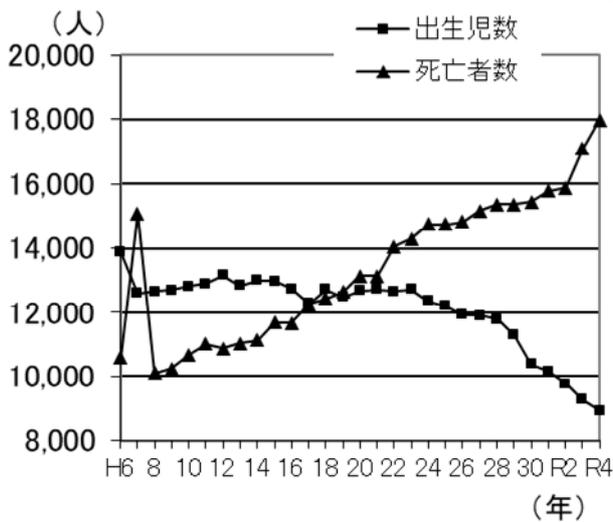
		出生児数			死亡数			(再掲)乳児死亡数		
		総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
令和2年	神戸市	9,765	5,010	4,755	15,870	8,144	7,726	19	16	3
令和3年	神戸市	9,275	4,747	4,528	17,083	8,707	8,376	9	2	7
令和4年	全 国	770,759	395,257	375,502	1,569,050	799,420	769,630	1,356	735	621
	兵庫県	33,565	17,190	16,375	66,541	33,738	32,803	41	19	22
	神戸市	8,941	4,605	4,336	17,978	9,041	8,937	11	5	6
	東灘区	1,460	781	679	2,025	1,002	1,023	0	0	0
	灘 区	854	442	412	1,515	754	761	2	1	1
	中央区	987	485	502	1,356	641	715	0	0	0
	兵庫区	662	361	301	1,607	866	741	1	0	1
	北 区	1,118	567	551	2,637	1,344	1,293	1	0	1
	長田区	476	249	227	1,567	785	782	2	2	0
	須磨区	962	466	496	2,058	1,021	1,037	1	0	1
垂水区	1,241	649	592	2,690	1,336	1,354	4	2	2	
西 区	1,181	605	576	2,523	1,292	1,231	0	0	0	

		死産数			周産期死亡数			婚姻	離婚
		総数	(自然)	(人工)	総数	妊娠満22週以後の死産	早期新生児死亡		
令和2年	神戸市	214	102	112	39	36	3	6,251	2,407
令和3年	神戸市	182	84	98	26	26	0	6,077	2,342
令和4年	全 国	15,179	7,391	7,788	2,527	2,061	466	504,930	179,099
	兵庫県	624	334	290	96	81	15	20,844	7,902
	神戸市	171	76	95	19	17	2	6,028	2,255
	東灘区	16	11	5	2	2	0	840	272
	灘 区	20	7	13	1	1	0	604	192
	中央区	21	8	13	2	2	0	919	206
	兵庫区	15	4	11	1	1	0	689	204
	北 区	13	6	7	0	0	0	601	302
	長田区	16	2	14	0	0	0	439	180
	須磨区	21	11	10	4	3	1	527	229
	垂水区	22	12	10	7	6	1	671	336
西 区	27	15	12	2	2	0	738	334	

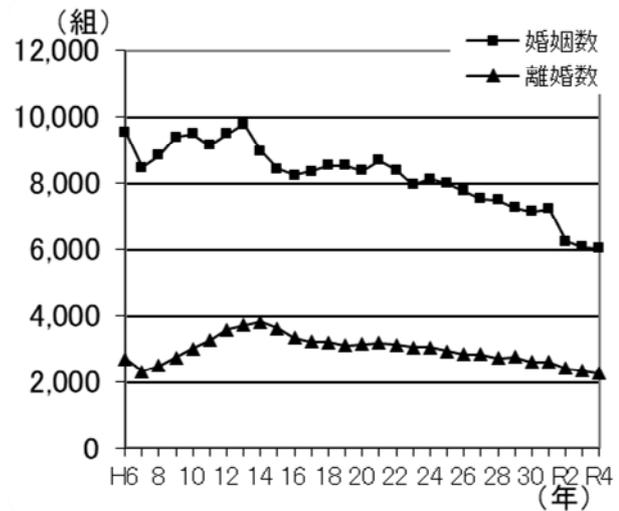
(神戸市・厚生労働省「人口動態統計」)

④人口動態統計(率)

神戸市の出生数と死亡数



神戸市の婚姻数と離婚数



(神戸市・厚生労働省「人口動態統計」)

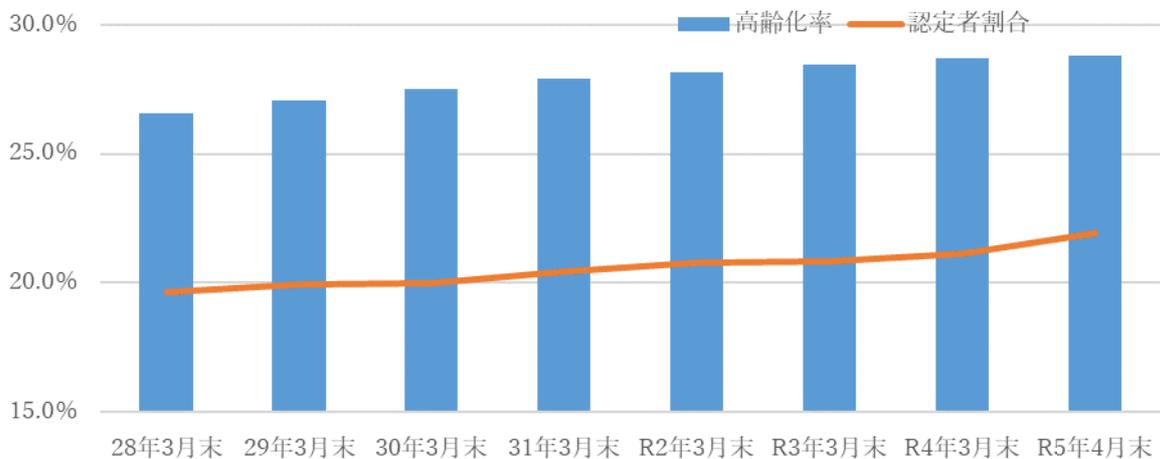
⑤主な死因の死亡数・死亡率（人口10万人当たり）

		全死因		悪性新生物		心疾患		老衰		脳血管疾患	
		死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
令和元年	神戸市	15769	1035	4557	299	2246	148	1226	81	1071	70
令和2年	神戸市	15870	1039.3	4554	298.23	2356	154.3	1473	96.5	971	63.6
令和3年	神戸市	17083	1131.3	4648	307.81	2452	162.4	1586	105.0	1019	67.5
令和4年	全国	1568961	1285.7	385787	316.1	232879	190.8	179524	147.1	107473	88.1
	兵庫県	66541	1258.6	16782	317.4	10011	189.4	7298	138.0	4204	79.5
	神戸市	17978	1190.6	4601	304.7	2575	170.5	1831	121.3	1059	70.1

		肺炎		誤嚥性肺炎		不慮の事故		腎不全		血液性及び 詳細不明の認知症		自殺	
		死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
令和元年	神戸市	983	65	544	36	515	34	301	20	280	18	235	15
令和2年	神戸市	809	53.0	546	35.8	455	29.8	335	21.9	282	18.5	238	15.6
令和3年	神戸市	733	48.5	629	41.7	497	32.9	305	20.2	278	18.4	244	16.2
令和4年	全国	74002	60.6	56068	45.9	43357	35.5	30740	25.2	24360	20.0	21238	17.4
	兵庫県	2792	52.8	2446	46.3	1912	36.2	1347	25.5	1129	21.4	908	17.2
	神戸市	694	46.0	730	48.3	581	38.5	348	23.0	307	20.3	243	16.1

（厚生労働省「人口動態統計」）

⑥高齢化率と要介護認定者の割合



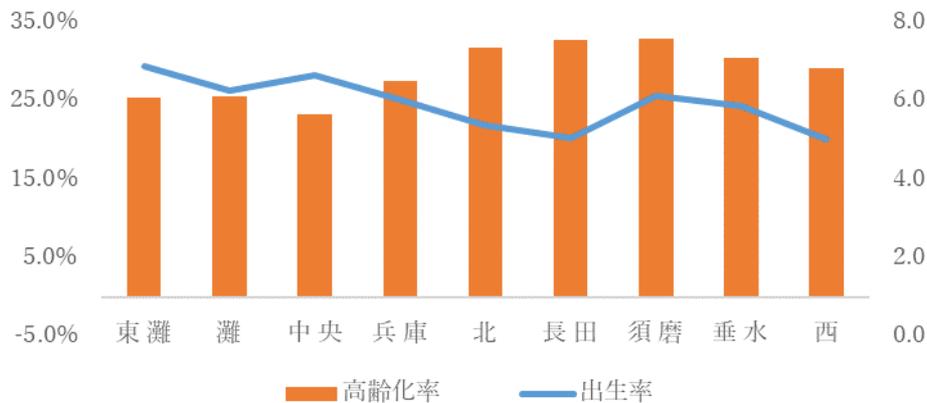
	27年3月末	28年3月末	29年3月末	30年3月末	31年3月末	R2年3月末	R3年3月末	R4年3月末	R5年4月末
人口	1,545,191	1,544,671	1,541,080	1,537,703	1,532,857	1,529,092	1,521,615	1,510,704	1,503,386
65歳以上人口	401,698	410,750	417,619	422,933	427,683	430,818	432,999	433,564	433,448
要介護認定者数	78,789	80,806	83,213	84,550	87,540	89,599	90,217	91,636	95,142
高齢化率	26.0%	26.6%	27.1%	27.5%	27.9%	28.2%	28.5%	28.7%	28.8%
認定者割合	19.6%	19.7%	19.9%	20.0%	20.5%	20.8%	20.8%	21.1%	22.0%

(神戸市「神戸市介護保険制度の実施状況」)

(※1) 高齢化率 = (神戸市 65 歳以上人口) ÷ (神戸市人口)

(※2) 認定者割合 = 神戸市 65 歳以上人口における要介護等認定者 (うち 1 号被保険者) 割合

⑦ 区別高齢化率と出生率 (高齢化率：令和 5 年 6 月末現在、出生率：令和 4 年)



	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西
出生率	6.9	6.3	6.7	6.0	5.4	5.1	6.1	5.9	5.0
高齢化率	25.4%	25.5%	23.3%	27.6%	31.8%	32.8%	32.9%	30.5%	29.2%

(神戸市「神戸市介護保険制度の実施状況」)

(厚生労働省人口動態統計)